

平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」 結果について【概要】

三重県教育委員会事務局
生徒指導課

1 調査の趣旨

本調査は、県内の公立小学校、中学校、高等学校、特別支援学校における児童生徒の問題行動・不登校等の状況について把握し、生徒指導上の取組のより一層の充実と、児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に繋げるため、文部科学省の依頼を受けて毎年実施しているものである。

2 調査について

(1) 暴力行為

「暴力行為」とは、「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」をいい、被暴力行為の対象によって、「対教師暴力」（教師に限らず、用務員等の学校職員も含む。）、「生徒間暴力」（何らかの人間関係がある児童生徒同士に限る。）、「対人暴力」（対教師暴力、生徒間暴力の対象者を除く。）、学校の施設・設備等の「器物損壊」の四形態に分ける。ただし、家族・同居人に対する暴力行為は、調査対象外とする。

(2) いじめ

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」（いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）第 2 条第 1 項）をいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

(3) 長期欠席

「長期欠席」とは、同一年度における連続又は断続した 30 日以上欠席のことをいう。なお、「児童・生徒指導要録」の「出欠の記録」欄のうち、「備考」欄に、校長が出席扱いとした日数が記載されている場合は、その日数についても欠席日数として含める。

欠席理由は次によることとする。また、欠席理由が二つ以上あるときは、主な理由を一つ選び記入する。

○「病気」とは、本人の心身の故障等（けがを含む）により、入院、通院、自宅療養等のため、長期欠席した者の数。

○「経済的理由」とは、家計が苦しく教育費が出せない、児童生徒が働いて家計を助けなければならない等の理由で長期欠席した者の数。

- 「不登校」とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的理由」による者を除く）の数。
- 「その他」とは、「病気」「経済的理由」「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者の数。
- 「その他」の具体例
 - ・ 保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護、家事手伝いなどの家庭の事情から長期欠席している者。
 - ・ 欠席理由が2つ以上あり、主たる理由が特定できない者。

(4) 中途退学（高等学校）

「中途退学者」とは、年度の途中に校長の許可を受け、又は懲戒処分を受けて退学した者等をいい、転学者及び学校教育法施行規則の規定（いわゆる飛び入学）により大学へ進学した者は含まない。また、理由の分類に当たって、同一の退学者について複数の理由がある場合には主たる理由による。

3 調査結果の概要

(1) 暴力行為

【暴力行為の発生件数（校種別）】

（単位：件）

	H24	H25	H26	H27	H28	H28－H27	（前年度比）
小学校	118	174	268	425	354	▲71	（16.7%減）
中学校	543	598	525	379	431	52	（13.7%増）
高等学校	120	128	113	97	87	▲10	（10.3%減）
計	781	900	906	901	872	▲29	（3.2%減）

- ・ 平成28年度の暴力行為の発生件数は872件で、平成27年度と比較すると29件の減少。（前年度比3.2%減）
- ・ 中学校での暴力行為については、衝動的なものや自分の感情をコントロールすることが難しく暴力行為におよぶケースの増加により、全体の発生件数も増加。

(2) いじめ

【いじめの認知件数（校種別）】

（単位：件）

	H24	H25	H26	H27	H28	H28－H27	（前年度比）
小学校	975	621	536	871	1,766	895	（102.8%増）
中学校	630	529	310	504	673	169	（33.5%増）
高等学校	126	54	61	125	158	33	（26.4%増）
特別支援 学校	7	5	3	10	9	▲1	（10.0%減）
計	1,738	1,209	910	1,510	2,606	1,096	（72.6%増）

- ・ いじめの定義を踏まえ、積極的ないじめの認知を推進したことにより、平成28年度のいじめの認知件数は2,606件で、平成27年度と比較すると1,096件の増加。（前年度比72.6%増）
- ・ 学校が把握したいじめの91.4%（前年度92.8%）が年度内に解消。解消していない事案についても、各学校において、いじめの解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続して組織的に対応。

(3) 長期欠席（不登校）

【不登校児童生徒数（小中学校）】

（単位：人）

	H24	H25	H26	H27	H28	H28－H27	（前年度比）
小学校	391	489	456	443	545	102	（23.0%増）
中学校	1,356	1,336	1,447	1,478	1,486	8	（0.5%増）
計	1,747	1,825	1,903	1,921	2,031	110	（5.7%増）

【不登校生徒数（高等学校）】

（単位：人）

	H24	H25	H26	H27	H28	H28－H27	（前年度比）
全日制	417	440	357	371	334	▲37	（10.0%減）
定時制	363	406	229	213	219	6	（2.8%増）
計	780	846	586	584	553	▲31	（5.3%減）

- ・ 平成 28 年度の小中学校の不登校児童生徒数は 2,031 人で、平成 27 年度と比較すると 110 人増加。(前年度比 5.7%増)
- ・ 平成 28 年度の高等学校の不登校生徒数は 553 人で、平成 27 年度と比較すると 31 人減少。(前年度比 5.3%減) 課程別に見ると、全日制で 37 人減少。(前年度比 10.0%減)
- ・ 小学校については、生活環境の急激な変化等、家庭に係る状況が主な要因。中学校では、入学時の環境の変化による不安や友人関係をめぐる問題により、1 年生で急増することが主な要因。高等学校については、学業の不振や進路への不安が主な要因。

<参考：長期欠席者数>

【小中学校】

(単位：人)

	校種	在籍者数	理由別長期欠席者数				計	不登校児童生徒の割合
			病気	経済的理由	不登校	その他		
H27	小学校	96,501	188	2	443	221	854	0.46%
	中学校	49,716	194	1	1,478	111	1,784	2.97%
	合計	146,217	382	3	1,921	332	2,638	1.31%
H28	小学校	95,438	217	0	545	209	971	0.57%
	中学校	48,703	274	0	1,486	200	1,960	3.05%
	合計	144,141	491	0	2,031	409	2,931	1.41%

【高等学校】

(単位：人)

		在籍者数	理由別長期欠席者数				計	不登校生徒の割合
			病気	経済的理由	不登校	その他		
H27	全日制	37,435	109	1	371	50	531	0.99%
	定時制	1,889	41	29	213	307	590	11.28%
	合計	39,324	150	30	584	357	1,121	1.49%
H28	全日制	37,229	94	2	334	58	488	0.90%
	定時制	1,825	33	65	219	370	687	12.00%
	合計	39,054	127	67	553	428	1,175	1.42%

(4) 県立高等学校における中途退学

【中途退学者数】

(単位：人)

	H24	H25	H26	H27	H28	H28-H27	(前年度比)
全日制	390	396	314	285	242	▲43	(15.1%減)
定時制	165	164	221	208	210	2	(1.0%増)
通信制	—	91	109	60	72	12	(20.0%増)
計	555	651	644	553	524	▲29	(5.2%減)

※通信制の中途退学者数についての調査は、H25以降に実施

- ・ 平成 28 年度の県立高等学校における中途退学者数は 524 人で、前年度比 5.2%減少。(全日制 242 人(同 15.1%減)、定時制 210 人(同 1.0%増)通信制 72 人(同 20.0%増))
- ・ 中途退学の主な要因は、学校生活・学業不適應や進路変更によるもの。「学校生活・学業不適應」を事由とする中途退学者は、平成 27 年度と比較すると 34 人減少。(前年度比 20.0%減)「進路変更」を事由とする中途退学者は、平成 27 年度と比較すると 61 人増加。(前年度比 40.1%増)

4 今後の対応方針

今後は、学校に子どもたちが一層安心して学べるよう、以下の取組を進めてまいります。

(1) 暴力行為

暴力行為の未然防止及び早期解決のため、学校だけでは解決が難しい問題について、生徒指導特別指導員、スクールソーシャルワーカーからなるチームを編成し、配置のスクールカウンセラーや関係機関、家庭と連携し対応します。

また、小中学校の推進校に、講師や指導主事を派遣し、円滑な人間関係を築く力を身につける指導の工夫改善を進めます。

(2) いじめ

いじめについては、どの子ども、どの学校でも起こりうるという理解のもと、各学校に対し、改めて認知の重要性を周知します。また、「三重県いじめ防止条例(仮称)」をふまえ、いじめの防止についての教育・啓発を行い、子どもたちがいじめの防止等に向けて主体的に行動できる力の育成や効果的ないじめの相談窓口の設置に取り組みます。

(3) 不登校

不登校の未然防止の取組として、子どもが主体となった授業や行事を実施し、仲間づくり、居場所づくりに取り組みます。さらに、スクールカウンセラーを効果的に活用した教育相談や、スクールソーシャルワーカーを活用して、福祉関係機関や教育支援センター(適応指導教室)等と連携した支援を行います。

5 参考資料

別紙による。(別-1～別-10)